

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱

制 定 令和6年5月21日 健推第138号（健康福祉局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜健康経営認証事業所が従業員の健康支援のために行うICTを活用した禁煙プログラム実施に対する補助を行うことにより、働き・子育て世代の喫煙チャレンジを促進することを目的とする。

2 ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金（以下、「本補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助対象者は、「横浜健康経営認証事業実施要綱」に基づく認証を受けている事業所（以下「認証事業所」という。）とする。ただし、複数の認証事業所が同一の法人または事業者により運営されている場合は、当該法人または事業者を補助対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は補助対象者としない。

- (1) 官公庁及び独立行政法人
- (2) 本補助金において、第7条に定める交付申請を同一年度内に一度行った者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、認証事業所が代表者及び役員を除く従業員を対象に行うICTを活用した禁煙プログラム実施事業であり、次の各号の全ての要件に該当する禁煙プログラムとする。

- (1) 医師の監修を受けた禁煙プログラムであること。
- (2) スマートフォンやタブレット、PC等を用いてオンラインで禁煙にチャレンジするプログラムであること（禁煙プログラムの一環として禁煙補助剤を利用することは可）。
- (3) オンラインでの専門家（医師、保健師、看護師、薬剤師その他研修を受けたアドバイザー等）による継続的なフォローや利用者間の励まし合いなど、禁煙継続のモチベーションを保つ仕組みがあること。
- (4) 自治体や事業者への導入実績がある禁煙プログラムであること。
- (5) 申請年度中に開始かつ終了する禁煙プログラムであること。

（補助対象経費）

第5条 前条に定める事業のうち補助の対象となる経費は、第13条に定める事業実績報告の日までに契約、実施及び支払が全て完了した以下の経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする

- (1) 禁煙プログラム利用料（利用者の端末代金や通信料は含まない。）
 - (2) その他市長が認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。
- (1) 経費の内訳と支払を証明するもの等が確認できないもの
 - (2) 国、他自治体、本市の他の補助金等を充当している経費

(補助限度額等)

第6条 補助金額は、10万円を上限とする。

2 前項の補助金額の算出にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者は、電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システムにより送達を行うことを指す。）により、次の各号に定める書類を、市長が定める日までに市長に送達しなければならない。

(1) ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 見積書等経費の内訳がわかる書類

(3) 第4条の要件を満たすことがわかる禁煙プログラムの説明資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 本市と連携協定を締結した事業者が提供する禁煙支援プログラムについて交付申請を行う場合、前項(3)の送達を省略することができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付決定通知書（第2号様式）又はICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に当たり条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により補助金交付申請の取下げを行う場合には、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付申請取下届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第14条のICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付額確定通知書（第10号様式）の交付を受けた後に補助金交付申請の取下げを行う場合には、交付額確定通知書の交付を受けた日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。

(2) 交付申請した事業の遂行が困難なとき。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 第3条に定める本補助金の補助対象者の要件に該当しないとき。

(3) 申請者が第9条の規定に基づく交付申請取下届を提出し、市長が受理したとき。

(4) 補助事業者が、第13条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(事業内容の変更)

第11条 交付対象者は、補助対象となる事業、経費等に変更があった場合は、速やかに市長が定める日までにICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金事業内容変更申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業内容変更申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更承認通知書（第7号様式）により、交付対象者に通知し、不適当と認める場合には、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更不承認通知書（第8号様式）により、それぞれ交付対象者に通知するものとする。
- 3 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 4 計画の変更により事業実施金額が増額となった場合は、当初交付決定額を上限として補助金を交付する。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し補助対象事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告をさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査等により、交付対象者が補助金交付決定の条件に適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとらせることができる。
- 3 交付対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、市長が定める日までに、次の各号に定める書類を、市長に送達しなければならない。

- (1) ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金実績報告書（第9号様式）
 - (2) 領収書等前号に記載された禁煙プログラム利用の支出を証明する書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第14条第1項第3号に定める、補助対象事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助対象者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第4項の規定に基づき、省略させることができる。
 - 3 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本補助金では適用されないこととする。
 - 4 補助金規則第24条の規定については、同条ただし書に基づき本補助金では適用されないこととする。

(補助金の交付額確定)

第14条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査、及び必要に応じて禁煙プログラム履行状況の調査等を行い、補助金額を確定してICTを活用した禁煙チャレンジ補助金交付額確定通知書（第10号様式）により交付金額及び交付条件を通知するものとする。ただし、交付確定額は、第8条第1項により通知した補助金の決定額を上回ることはできない。

- 2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の請求等)

第15条 前条の交付額確定通知書を受けた交付対象者は、補助金の交付を受けようとするとき

は確定通知書の交付を受けた日から起算して2週間以内に、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付請求書（第11号様式）を市長に送達しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、第10条による取消をした場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消に係る部分の補助金について、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金返還請求書（第12号様式）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納期限は、前条による交付決定の取消の日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。

3 第1項の規定により、市長が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消を行い、補助金の返還を命じたときは、交付対象者は補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

5 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

6 第1項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(調査への協力)

第17条 市長が補助事業者等に対し実地調査及びアンケート・ヒアリング調査等を行うときは、補助事業者等は当該調査・資料の提出等に協力しなければならない。

2 交付を受けた事業所の概要及び交付年度、活動内容の概要、補助金額等は公表できるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

(天災等による特例)

第19条 天災地変等、補助事業者及び当該補助事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助対象期間内での稼動及び経費の支払いが困難となった場合等で、市長がやむを得ないと認めた場合は、対象期間を最大で30日延長できるものとする。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和6年5月21日から施行する。

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付決定通知書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金につきましては、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第8条第1項により次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定金額

¥ _____

2 支払時期

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認後、交付額を確定した上で、事業者の請求に基づき交付します。

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及びICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) 当通知に記載されている交付条件に不服がある場合は、補助金規則第9条に基づき、申請の取下げをすることができます。その際は 年 月 日までに、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付申請取下届（第4号様式）を提出してください。
- (3) 本助成金は、助成対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
- (4) 本事業終了後、市長が定める日までに実績報告書等を提出してください。
- (5) 交付金額は、実績報告書等の提出を受けて確定するものとします。
- (6) 交付申請の取下げを行うとき、事業内容を変更するときは速やかに所定の書類を提出してください。
- (7) 交付条件に違反した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (8) 市長は、必要があると認めた場合は、当該助成金に関する調査を行うことがあります。

（担当）

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金不交付決定通知書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第8条第1項により通知します。

1 不交付理由

（担当）

（申請先）
横浜市長

（申請者）

（
法

法人名

所在地

代表者職氏名

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付申請取下届

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金については、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第9条第1項に基づき申請を取り下げます。

1 取下理由

健 健 推 第 号
年 月 日

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金について、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第10条3項に基づき、次のとおり補助金交付決定を取り消します。

1 補助金交付取消理由

（担当）

（申請先）横浜市長

年 月 日

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金事業内容変更申請書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金の補助対象事業については、次のとおり変更します。

1 変更の理由

2 補助対象事業の変更

（1）変更前

（2）変更後

3 補助対象経費の変更

（1）変更前 ￥ _____

（2）変更後 ￥ _____

4 交付対象者の名称、所在地等の変更

（1）変更前

（2）変更後

5 その他の変更

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更承認通知書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更申請につきましては、審査の結果、承認しましたので、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第11条第2項により通知します。

1 変更内容

（1）変更前

（2）変更後

2 交付条件

- （1）本助成金は、標記事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
- （2）本事業終了後、市長が定める日までに実績報告書等を提出してください。
- （3）交付申請の取下げを行うとき、事業内容を変更するときは速やかに所定の書類を提出してください。
- （4）交付条件に違反した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- （5）市長は、必要があると認めた場合は、当該助成金に関する調査を行うことがあります。

（担当）

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更不承認通知書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金変更申請につきましては、審査の結果、不承認としましたので、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第11条第2項により通知します。

1 不承認理由

（担当）

横浜市長

(申請者)
法人名

所在地

代表者職氏名

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金実績報告書

助成金の交付申請をした事業が完了しましたので、ICTを活用した禁煙支援チャレンジ補助金交付要綱第12条第1項に基づき、次のとおり報告します。

認証事業所名							
所在地	〒						
利用プログラム (禁煙プログラム名)	プログラム名						
運営事業者名	運営事業者名：						
事業開始日	年	月	日	事業終了日	年	月	日
参加者数	人		(うち禁煙を継続している人数)		人		
禁煙プログラム利用額(税抜き)				補助金額	※プログラム利用額と交付決定金額のいずれか低い金額を記入		

（交付先）

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付額確定通知書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金につきましては、提出のありました実績報告書等により、交付額が確定しましたので、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第 13 条第 1 項に基づき通知します。

1 確定額

¥ _____

2 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。既に交付した補助金については、返還請求いたします。

- （1）補助対象者の要件に該当しないとき
- （2）虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （3）補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき
- （4）その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき

3 ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

（担当）

年 月 日

横浜市長

(申請者)

法人名

所在地

代表者職氏名

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付請求書

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおりICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 ¥ _____

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	(金融機関コード)			
支店等の名称	支店 出張所	(支店コード)			
預金種目	普通預金 ・ 当座預金				
口座番号					
(フリガナ) ※					
口座名義人					

※フリガナは必ず記載下さい。誤っていた場合は振込ができない場合がございます。

(申請者と口座名義人が異なる場合は、下記に記名・押印願います。)

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

事業者名称.....

代表者職・氏名..... 印

様

横浜市長

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定しました、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金について、ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付要綱第16条1項に基づき、次のとおり返還を請求します。

1 返還請求額

¥ _____

【内訳】（返還請求額：¥ _____）
（加算金： ¥ _____）

2 返還期日

年 月 日

3 その他

(担当)